

令和8年10月1日(木)から

電話対応が変わります

猪名川町では、適正な職務の執行を確保し、より良い行政サービス提供するため、**本庁舎(第2庁舎も含みます)**の外線電話について、**通話録音**を開始します。
また、閉庁時間の電話は**自動音声による案内**となります。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



通話録音を開始します

令和8年10月1日(木)
午前9時から

本庁舎(第2庁舎も含みます)の外線電話について、**着信・発信のいずれも自動的に録音**されます。

町へ電話をかけた場合 (外部からの着信)



「こちらは猪名川町役場です。
この通話は、応対品質向上を
目的に録音させていただきます。
ご了承ください。」

電話がつながると、上記の**自動音声**が流れた後、**通話が録音**されます。

町から電話をかける場合 (発信)



録音する旨の
自動音声は流れませんが、
通話は録音されます。



録音された通話記録の取扱いについて

録音された音声データ、通話日時、通話時間その他の通話記録は、
「猪名川町通話録音装置の設置及び運用管理に関する要綱」に基づき、適切に管理します。
目的外の利用や不必要な第三者への提供は行いません。



閉庁時間の電話について

電話受付時間
平日 **午前9時～午後5時**

午後5時から翌午前9時まで及び閉庁日は、原則として**自動音声案内**となります。

自動音声案内の内容



「こちらは猪名川町役場です。
ただ今の時間は閉庁しております。
お電話での受付時間は、平日の午前9時から
午後5時までです。改めてお掛け直してください。
なお緊急の案件につきましては、
072-767-4800までお電話ください。
警備員が対応します。」

緊急の場合の連絡先



072-767-4800

(警備員が対応します。)

緊急の連絡が必要な主な事例



土砂崩れ
などの災害



事故・火災
その他緊急を
要する事案

この番号は、閉庁時間(午後5時から翌午前9時まで)
及び閉庁日にご利用いただけます。

閉庁時間(午前9時から午後5時まで)は、**ご利用いただけません。**

出先機関について

出先機関についても、各施設の電話設備や業務内容等を踏まえ、
通話録音及び自動音声案内の対応を順次実施する予定です。